

1. 建築物

[11]客室

整備の基本的考え方

高齢者や障害者が気軽に旅行できるよう、宿泊施設においてはきめ細かい対応が必要であり、特に客室については安全かつ快適に過ごせるよう整備を行なう。

整備基準

宿泊施設の用途に供する施設には、次に定める基準に適合する客室を1以上設けること。

- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すりが適切に設置されていること。
- ロ [5]便所の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。
- ハ [9]浴室の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りで

さらに望ましい基準

- ・ [5]便所の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。
- ・ [9]浴室の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。

○解説

※十分な床面積：付き添いの宿泊を考慮して2ベッド以上配置し、かつベッドの周囲で車いすが転回できるスペースが確保されていること。また、洗面・浴室・便所も車いすで使用できる広さが確保されていること。

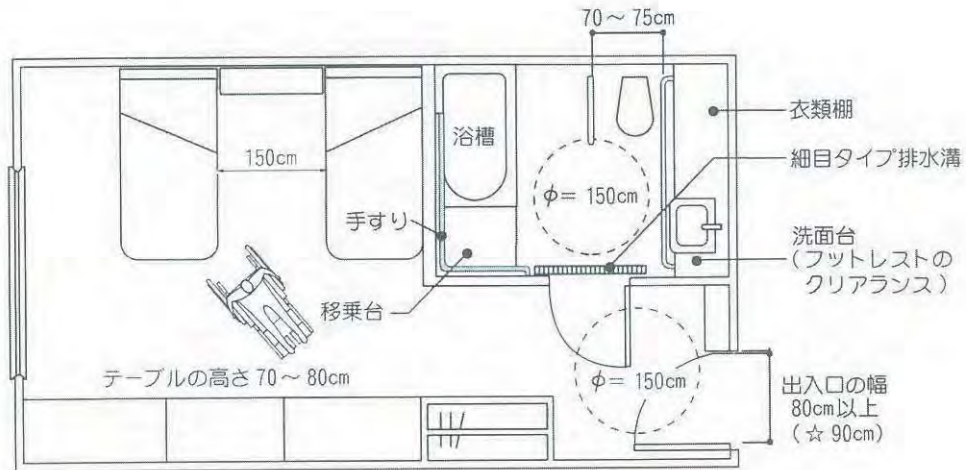
※適合する便所・適合する浴室：[5]便所の項24頁、及び[9]浴室の項36頁参照。

○配慮事項

- ・ 車いす使用者に支障となる段差を設けないこと。
- ・ 床面は滑りにくい仕上げとし、転倒したときに衝撃の少ない材料を使用すること。
- ・ ベッドの高さは車いすの座面の高さに合わせて、40cm～45cm程度とすること。
- ・ スイッチ等は車いす使用者が利用できる高さとする。
- ・ 視覚障害者の利用に配慮し、設備や備品の点字標示を行うとともに、音声による施設ガイド等を備えておくことが望ましい。
- ・ 聴覚障害者の利用に配慮し、来訪者を知らせるランプ、ファックス、体感式非常警報装置等を備えておくことが望ましい。

参考解説図

■客室の整備例（平面）



■ベッドの高さ・間隔

